

重要事項等説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人みわ記念病院 訪問リハビリテーション事業所 介護予防訪問リハビリテーション事業所		
所在地	〒719-0113 岡山県浅口市金光町佐方80番地1		
事業所指定番号	3312710134号	医療機関コード	271, 013, 4
管理者・連絡先	柚木 昌 Tel: 0865(42)5000		
サービス提供地域	浅口市・里庄町・倉敷市玉島地区の一部		

2. 当事業所のサービスの目的と運営の方針

- ① 当院では通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行なっている医師の指示に基づき、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者の居宅サービス計画に沿って、みわ記念病院の理学療法士及び作業療法士が利用者の居宅を訪問し、リハビリテーションを行ないます。
- ② 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を的確に把握し、適切なサービスの提供に努めます。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携に努めます。

3. 提供するサービス内容

①訪問リハビリテーション

- ・理学療法士及び作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な利用者に対して、訪問リハビリテーションを行います。
- ・医師、理学療法士、作業療法士その他の職種の者（以下：関連スタッフ）が共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成し、定期的に評価します。
- ・必要に応じ、介護支援専門員を通じて、指定居宅サービス事業所のサービス担当者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を提供し、連携を図ります。
- ・サービス終了時には関連スタッフによりカンファレンスを行い、介護支援専門員や利用者の主治医に対して、リハビリテーションに必要な情報を提供します。

②介護予防訪問リハビリテーション

- ・理学療法士及び作業療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な利用者に対して、介護予防訪問リハビリテーションを行います。
- ・医師、理学療法士、作業療法士その他の職種の者（以下：関連スタッフ）が共同して利用者ごとのリハビリテーション実施計画書を作成し、定期的に評価します。

- ・必要に応じ、指定介護予防支援事業者を通じて、指定介護予防サービス事業所のサービス担当者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を提供し、連携を図ります。
- ・サービス終了時には関連スタッフによりカンファレンスを行い、介護支援専門員や利用者の主治医に対して、リハビリテーションに必要な情報を提供します。

4. 事業所の営業日・時間及び職員体制

みわ記念病院の訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションは、下記の営業日・営業時間において、担当の理学療法士及び作業療法士が実施します。

通常の勤務体制		職種	備考
月曜日	13:30～17:30	理学療法士 及び 作業療法士	年末年始・祝祭日は 休業日です。
火曜日	13:30～17:30		
水曜日	13:30～17:30		
木曜日	13:30～17:30		
金曜日	13:30～17:30		
土曜日	13:30～17:30		

◎年末年始：12月30日～1月3日

5. 利用料等

利用料金は厚生労働大臣の定める基準によります。利用料金の1割をご負担いただきます。

◇訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション費	308円（1回（20分）につき）
サービス提供体制強化加算（I）	6円（1回につき）

◇介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション費	298円（1回（20分）につき）
	利用開始日の属する月から12月超 30円減算（1回（20分）につき）
サービス提供体制強化加算（I）	6円（1回につき）

6. サービス提供に対する依頼・同意の変更および中止

ご利用者は、訪問リハビリテーションのサービス提供に関するみわ記念病院への依頼・同意後も、自由に依頼・同意内容の変更および訪問リハビリテーションのサービスの提供を受けることを中止することができます。

7. 秘密保持等

当事業所の従業者は、その業務上知り得たご利用者またはそのご家族の個人情報を、正当な理由がなく他に漏らしません。

8. サービス提供記録の開示について

ご利用者本人から、当事業所のサービスの提供に関する記録の開示を求められた場合は当事業所の規定に準じて、それに応じます。

9. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

当事業所窓口	電話番号	0865(42)5000
	相談・苦情担当者	原田久美子
	対応時間	8:30~17:30
		(火曜日、日曜日、祝日を除く)

10. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する訪問リハビリテーションのサービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに関係市町村、利用者のご家族、ご利用者に関する指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者等に対して連絡を行なうとともに、損害賠償を行いません。

11. サービス利用中の病状急変時の対応について

サービス提供中に利用者の病状に異常が認められた場合は、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、利用者のかかりつけ医へ報告を行いその指示に従います。かかりつけ医への連絡が取れない場合は、当院での指示医師へ報告にてその指示に従います。必要に応じて利用者を担当する指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者等の協力を得ます。

12. 身体拘束等の適正化について

ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

13. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 みわ記念病院
代表者名	理事長 柚木昌
所在地	岡山県浅口市金光町佐方80番地1
電話番号	0865(42)5000
事業所数等	居宅療養管理指導事業所（介護予防居宅介護支援事業所） 訪問リハビリテーション事業所（介護予防訪問リハビリテーション事業所） 居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション 通所介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所

令和 年 月 日

みわ記念病院は、_____様への訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供にあたり、利用者ご本人またはご家族の方等に対して、重要事項説明書に基づき、サービス内容および重要事項を説明いたしました。

訪問リハビリテーション事業者
介護予防訪問リハビリテーション事業者
医療法人 みわ記念病院
岡山県浅口市金光町佐方80番地1

説明者：_____

(ご利用者)

重要事項等説明書に基づき、みわ記念病院からサービス内容および重要事項の説明を受けました。つきましては、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供を依頼します。

みわ記念病院が、関係市町村、指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者および他のサービス提供事業者等との情報交換に際して、適切なサービスの提供を目的として、個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

ご住所：_____

ご氏名：_____

(署名または記名押印)

ご利用者との関係：ご本人・ご家族の方等